

## 雇用調整方針対象者証明書

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

公共職業安定所長 印

下記の者については、雇用調整方針（受理番号第\_\_\_\_\_号）  
の対象者であることを証明する。

記

1. 対象者氏名 \_\_\_\_\_

2. 雇用保険被保険者番号 \_\_\_\_\_

（「雇用調整方針離職対象者 個別票」における番号 \_\_\_\_\_）

3. 中小企業からの離職者

（注意）

再就職のための各種支援の対象となりますので、公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込みをする際や職業紹介を受ける際、（財）産業雇用安定センターで支援を受ける際には、窓口においてこの証明書を提示し、雇用調整方針対象者であることを申し出てください。

この証明書は、不良債権処理就業支援特別奨励金、実践的教育訓練特別奨励金、地域雇用受皿事業特別奨励金、労働移動支援助成金（特例措置）、在職者求職活動支援助成金（特例措置）及び建設業労働移動支援助成金（特例措置）の支給申請及び民間活用再就職支援事業による再就職支援サービスを受ける際に必要となりますので、再就職先等に提出してください。

この証明書の有効期間は、発行日から1年間です。

## 再就職支援の御案内

厚生労働省・ハローワーク・(財)産業雇用安定センターでは、雇用調整方針の対象となった方に対して、再就職のために様々なプログラムをご用意しております。(◆は30歳以上60歳未満の方が対象となります。)

### ○ 希望や適性に応じた個別求人開拓を行います。

- ◆ 雇用調整方針対象者の個別の希望や適性に応じた求人開拓を行いますので、ハローワークにお問い合わせ下さい。

### ○ トライアル雇用で試行的に働いてみることができます。

- ◆ 再就職を希望する職種が未経験の職種で不安がある方、企業が求める適性や能力を実際に働いて把握してみたい方などは、短期間(1~3か月間)試行的に働いてみることができます。ご希望の方は、ハローワークにお問い合わせください。

### ○ 実践的な教育訓練を無料で受けられます。

- ◆ 職場での実際の仕事を体験する職場体験講習を無料で受けられます。(講習期間は原則1か月(上限25日)、講習時間は1日8時間まで)ご希望の方は、(財)産業雇用安定センターにお問い合わせ下さい。
- ◆ 専門学校等で実施する座学訓練と、事業所における実習訓練を組み合わせた実践的な職業訓練を無料で受けられます。ご希望の方は、(財)産業雇用安定センターにお問い合わせ下さい。

### ○ 人材紹介会社による再就職支援サービスを無料で受けられます。

- ◆ 中小企業から離職された方が、管理職、技術職などへの再就職を希望する場合に、民間の人材紹介会社による再就職支援サービス(①個別カウンセリング、②キャリアプラン作成、職務経歴書の作成、面接ノウハウ等についての講義、③労働市場情報、求人情報の提供)を3ヶ月間無料で受けられます。ご希望の方は、(財)産業雇用安定センターにお問い合わせ下さい。

### ○ 早期再就職を支援するため雇い入れる事業主に奨励金を支給します。

- ◆ 雇用調整方針対象者を雇い入れた事業主に対して、60万円が奨励金として支給されます(ハローワークなどの紹介を経ずに直接雇い入れられた場合も対象になります)。再就職に有利となることがあるため、雇用調整方針対象者であることを求人者に知らせても差し支えない場合には、ハローワークや民営職業紹介事業所で職業紹介を受けるときに、その旨をお伝えください。

### ○ 雇用調整方針対象者が起業する場合に支援を受けられます。

- ◆ 雇用調整方針対象者が起業して、他の雇用調整方針対象者又は45歳以上60歳未満の非自発的失業者を労働者として雇い入れた場合には、それぞれ1人当たり60万円又は30万円が奨励金として支給されます。また、起業した雇用調整方針対象者本人1人あたり60万円が奨励金として支給されます。雇用保険の受給資格者が起業する場合の助成金と併せて受けられる場合がありますので、ハローワークにお問い合わせ下さい。
- ◆ このほか、地域に貢献するサービス分野の事業を行う法人を設立し、3人以上の非自発的失業者(うち最低1人は雇用調整方針対象者)を雇い入れた場合に創業経費及び雇入れを支援する地域雇用受皿事業特別奨励金があります。詳しくは(財)産業雇用安定センターにお問い合わせ下さい。

詳しくは最寄りのハローワーク又は(財)産業雇用安定センター地方事務所雇用再生本部  
(TEL 0570-005440(最寄りの地方事務所につながります。))にお問い合わせください。